

令和 7 年度

財政援助団体等監査報告書

雲南市監査委員

## 目 次

第 1 監査の種類	1
第 2 監査の対象	1
第 3 監査の期間	1
第 4 監査の主な実施内容	1
第 5 監査の着眼点	2
第 6 監査の結果	3
第 7 むすび	7

# 財政援助団体等監査報告書

## 第1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

## 第2 監査の対象

次の4団体への財政的援助等の形態について監査対象とした。

団体	財政的援助等の形態	名称	所管課（室）
雲南市校長協議会	補助金等	雲南市校長協議会補助金	教育委員会 学校教育課
雲南市老人クラブ連合会	補助金等	雲南市老人クラブ活動等促進事業補助金	健康福祉部 長寿障がい福祉課
大原森林組合	指定管理	雲南市木次林業総合センター	農林振興部 林業振興課
雲南農業振興協議会	補助金等	雲南農業振興協議会負担金	農林振興部 農業畜産課
	補助金等	奥出雲和牛産地振興対策事業「受精卵移植推進事業」に係る負担金	
	補助金等	「奥出雲和牛」産地振興対策事業に係る負担金	
	補助金等	バーコード発行機更新助成負担金	

## 第3 監査の期間

令和7年9月12日から令和7年10月9日まで

## 第4 監査の主な実施内容

市が令和6年度において補助金、交付金、負担金、貸付金その他の財政的援助（以下、「補助金等」という。）を与えているもの及び公の施設管理を行わせているものに対し、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、所管部局から団体への指導・監督が適正に行われているかを主眼として監査を実施した。

提出された監査資料等に基づき事務局職員による事前調査を実施し、監査当日は所管部局から聞き取りを行った。

また、対象の団体について現地調査を実施し、市から支出した財政的援助等に係る収支の会計処理状況や出納関係帳票、領収書等の証拠書類の整備状況の確認と事業運営などについても団体の担当者から聞き取りを行った。

## 第5 監査の着眼点

### 1. 所管部局監査

#### 【補助金等に関する事務】

- ① 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- ② 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ③ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- ④ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。
- ⑤ 交付団体への指導監督は適切に行われているか。

#### 【公の施設の指定管理に関する事務】

- ① 管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ② 指定管理者の選定は、適正・公正に行われているか。
- ③ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- ④ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正か。
- ⑥ 事業報告書の閲覧、点検は適切になされているか。
- ⑦ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示が行われているか。

### 2. 団体監査

#### 【補助金等に関する事務】

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符号するか。
- ② 交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ③ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ④ 補助金等に係る収支の会計経理は適正に処理されているか。
- ⑤ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。証拠書類等の整備、保存は適切にされているか。
- ⑥ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

#### 【公の施設の指定管理に関する事務】

- ① 施設は関係法令の定めるところにより適切な管理がされているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 利用料金の設定、収納等は適正になされているか。
- ④ 利用促進のための努力はなされているか。
- ⑤ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
- ⑥ 他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ⑦ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

## 第6 監査の結果

### 1 雲南市校長協議会

財政的援助等の形態	名 称	補助金等の額	所 管 課 (室)
補助金等	雲南市校長協議会補助金	3,463,119 円	教育委員会学校教育課

#### (1) 所管部局監査の結果

所管部局監査の結果、着眼した事項について、監査した限りにおいて、おおむね適正に事務を執行していると認められたが、次の監査所見に記載する事項については改善を要する。適切な措置を講じられたい。

なお、その他事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当職員に個別に指導したので記述を省略した。

#### [監査所見]

雲南市校長協議会（以下「校長協議会」という。）は、雲南市校長協議会会則（以下「会則」という。）において校長協議会の役員を定めている。会則の規定のほかに事業ごとに担当責任者を指名し各事業の事務処理を行っている。事業ごとに監事による監査も受けているが、校長協議会全体の統一した会計経理規程は定めていない。各事業担当責任者の判断による事務処理のため、事業によっては実績報告書に支出内容の詳細な記載がなく、補助対象経費であるかの確認ができない状態であった。

それに対し学校教育課は、雲南市補助金交付要綱（以下「市交付要綱」という。）第15条において補助金等の額の確定は、報告書等の書類を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは交付すべき補助金等の額を確定し通知すると定められているにもかかわらず、補助対象経費の確認を充分に行うことなく交付額を確定していた。

加えて、市交付要綱第14条に定める補助事業等実績報告書及び同要綱第15条に定める補助金等確定通知書の「補助事業等の経費精算額」は補助対象経費を記載すべきところ、補助対象外経費を含む総事業費を記載していた。

今回監査した限りにおいては不適切な支出は認められなかったが、学校教育課は、市交付要綱に基づく適正な審査及び事務処理の徹底に努められたい。あわせて、校長協議会に対し適宜、現地調査を行うなどの会計事務処理の指導、監督をされたい。

また、校長協議会におかれでは、補助金の適正な執行を担保するため会計経理規程の整備を検討され、今後も適正な事務処理に努められたい。

## 2 雲南市老人クラブ連合会

財政的援助等の形態	名 称	補助金等の額	所 管 課 (室)
補助金等	老人クラブ活動等促進事業補助金	8,490,000 円	健康福祉部 長寿障がい福祉課

### (1) 所管部局監査の結果

所管部局監査の結果、着眼した事項について、監査した限りにおいて、おおむね適正に事務を執行していると認められたが、次の監査所見に記載する事項については改善を要する。適切な措置を講じられたい。

なお、その他事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当職員に個別に指導したので記述を省略した。

#### [監査所見]

雲南市老人クラブ活動等促進事業補助金（以下「市老人クラブ補助金」という。）は、財源に島根県在宅福祉事業費補助金（以下「県補助金」という。）を一部充当し、市老人クラブ補助金交付要綱に基づき市独自事業を上乗せし交付している。

県補助金交付要綱第3条で定める交付対象事業と市老人クラブ補助金交付要綱第4条第1項で定める事業の名称が一致しておらず対象事業が分かりにくくなっている。また、補助対象経費について、県補助金交付要綱では対象経費であっても市老人クラブ補助金交付要綱では対象外経費である食糧費が、市の内規上補助対象経費として扱われている。本来、交付要綱で規定されていない経費は補助対象外である。内規での運用を速やかに廃止し、市老人クラブ補助金交付要綱を県補助金交付要綱と整合性が図られるよう改正を検討されたい。

また、市交付要綱第15条において規定する補助金等確定通知書の「補助事業等の経費精算額」は補助対象経費を記載しなければならないが、補助対象外経費を含む総事業費を記載していた。市交付要綱に基づく適正な事務処理に努められたい。

### (2) 団体監査（現地）の結果

市からの補助金による事業の執行、出納及びその他事務処理は監査した限りにおいて、適正に処理されていると認められたが、一部改善を要する点が見受けられた。

なお、事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当者に個別に指導したので記述を省略した。今後も所管部局の指導の下、財政援助の趣旨に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

#### [監査所見]

雲南市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）は、市老連としての活動のほか五

つの支部においても活動されている。各支部の活動に係る会計処理は各支部の事務局長が行っているが、市老連の会計経理規程は定められていない。

今回監査した限りにおいては不適切な支出は認められなかった。しかし、運営資金のほとんどが市からの補助金であるため、会計事務処理には公金と同様の公平性、透明性が求められる。会計経理規程の整備を検討され、今後も適正な事務処理に努められたい。

### 3 大原森林組合

財政的援助等の形態	名 称	補助金等の額	所 管 課 (室)
指定管理	雲南市木次林業総合センター	842,600 円	農林振興部林業振興課

#### (1) 所管部局監査の結果

所管部局監査の結果、着眼した事項について、監査した限りにおいて、おおむね適正に事務を執行していると認められたが、次の監査所見に記載する事項については改善を要する。適切な措置を講じられたい。

なお、その他事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当職員に個別に指導したので記述を省略した。

##### [監査所見]

今回の監査資料として提出を求めた公の施設の指定管理候補者選定委員会に関する文書を農林振興部内で誤って既に廃棄処分していた。雲南市事務取扱規程に基づき、適正な文書管理事務に努められたい。

#### (2) 団体監査（現地）の結果

公の施設の指定管理に係る事業の執行、出納及び事務処理は、監査した限りにおいて適正に処理されていると認められたが、一部改善を要する点が見受けられた。事務処理上の改善すべき点は次の監査所見のとおりである。

##### [監査所見]

仕様書では指定管理受託事業の経費については、団体自体の口座とは別口座を設け管理することとなっているが、実態は同一口座で管理されている。仕様書と異なる処理ではあるが、帳簿上では適正に収支状況（セグメント情報）を管理できているため、仕様書と会計処理の実態を検証し所管部局と口座管理について協議・検討されたい。

#### 4 雲南農業振興協議会

財政的援助等の形態	名 称	補助金等の額	所 管 課 (室)
補助金等	雲南農業振興協議会負担金	3,408,982 円	農林振興部農業畜産課
補助金等	「奥出雲和牛」産地振興対策事業に係る負担金	550,597 円	
補助金等	奥出雲和牛産地振興対策事業「受精卵移植推進事業」に係る負担金	1,527,744 円	
補助金等	バーコード発行機更新助成負担金	2,960,000 円	

##### (1) 所管部局監査の結果

所管部局監査の結果、着眼した事項について、監査した限りにおいて、おおむね適正に事務を執行していると認められた。

##### [監査所見]

雲南農業振興協議会（以下「農振協」という。）は、雲南地域の広域的な農業の振興を図ることを目的とし、雲南市、奥出雲町、飯南町及びJAしまね雲南地区本部を会員とする組織である。事業内容は、売れる米づくりや園芸産品の生産振興、産直活動の活性化、和牛の産地振興などを行っている。これらの各種事業は、農振協の目的に沿って計画どおり実施しているものと認められた。

現在、農業を取り巻く環境は、物価高騰による経費の増大、温暖化の異常高温、担い手不足など大変厳しいものとなっている。そのような中にあっても雲南地域の農業の維持、発展のため、農振協の構成団体組織として中長期的な事業評価の把握に努め、他の構成団体組織と連携を密にし各種事業が推進されていくことを期待する。

##### (2) 団体監査（現地）の結果

市からの各負担金による事業の執行、出納及びその他事務処理は監査した限りにおいて、適正に処理されていると認められたが一部改善を要する点が見受けられた。事務処理上の改善すべき点は次の監査所見のとおりである。

##### [監査所見]

会計処理は、細部にまで配慮されたルールに従い丁寧かつ正確に行われていた。しかし、そのルールを会計経理規程として明文化することはされていなかった。負担金の適正な執行を今後も担保するため、ルールの明文化を検討されたい。

## 第7 むすび

市からの財政的援助等は、その形態にかかわらず、市の貴重な財源によって実施されるものであるため、市は、対象団体が財政的援助等の目的に沿って、事業を実施しているかを適切に指導監督する必要がある。

### 1 補助金等について

補助金等の交付にあたっては、補助要件、交付額が適正であることに加え、対象団体が実施する事業の補助対象経費区分を明らかにする必要がある。提出された交付申請書や実績報告書に補助対象経費と対象外経費が明確に区別され計上しているかを確認し、事務処理ミスの発生を事前に防ぐ方策を措置したうえで、適正な事務処理を行うよう対象団体に対する指導監督に努められたい。

### 2 指定管理について

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間のノウハウを活用することで、市民サービスの向上や経費の縮減等を図ることを目的とした制度である。市は施設の設置者として、指定管理者による管理・運営が協定書・仕様書等に基づき適正に行われているか、事業収支は適正か、利用者に対してサービスが安定的に提供されているか等について、常に点検・調査し、指定管理者による管理・運営の実態把握に努められたい。